公立大学法人大阪定款

目次

第１章　総則（第１条－第７条）
第２章　役員（第８条－第16条）
第３章　審議機関
第１節　経営審議会（第17条－第19条）
第２節　教育研究審議会（第20条－第22条）
第４章　業務の範囲及びその執行（第23条・第24条）
第５章　資本金等（第25条・第26条）
第６章　委任（第27条）
附則

第１章　総則

（目的）

第１条　この公立大学法人は、豊かな人間性と高い知性を備え応用力や実践力に富む優れた人材の育成と真理の探究を使命とし、広い分野の総合的な知識と高度な専門的学術を教授研究するとともに、都市を学問創造の場と捉え、社会の諸問題について英知を結集し、併せて地域・産業界との連携のもと高度な研究を推進し、その成果を社会へ還元することにより、地域社会及び国際社会の発展に寄与するため、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）に基づき、大学及び高等専門学校を設置し、及び管理することを目的とする。

（名称）

第２条　この公立大学法人は、公立大学法人大阪（以下「法人」という。）と称する。

（大学等の設置）

第３条　法人は、第１条の目的を達成するため、大学及び高等専門学校を次のとおり設置する。

名　　称	所　在　地
大阪公立大学	大阪市阿倍野区
大阪公立大学工業高等専門学校	寝屋川市

（設立団体）

第４条　法人の設立団体は、大阪府及び大阪市とする。

（事務所の所在地）

第５条　法人は、主たる事務所を大阪市に置く。

（法人の種別）

第６条　法人は、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。

（公告の方法）

第７条　法人の公告は、大阪府公報及び大阪市公報への掲載又はインターネットの利用（以下「公報掲載等」という。）により行う。ただし、天災その他やむを得ない事情で公報掲載等ができないときは、法人の事務所の掲示場に掲示してその公報掲載等に代えることができる。

第２章　役員

（定数）

第８条　法人に、役員として、理事長１人、副理事長２人以内、理事１０人以内及び監事２人以内を置く。

（職務及び権限）

第９条　理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。

２　理事長は、第16条各号に掲げる事項について決定しようとするときは、第

14条に規定する役員会の議を経なければならない。

3　副理事長は、法人を代表し、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して法人の業務を掌理する。

4　副理事長は、理事長があらかじめ指定した順序により、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

5　理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して法人の業務を掌理する。

6　理事は、理事長があらかじめ指定した順序により、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。

7　監事は、法人の業務を監査する。

8　監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長、大阪府知事（以下「知事」という。）又は大阪市長（以下「市長」という。）に意見を提出することができる。

（理事長の任命）

第10条　理事長は、知事及び市長が協議の上、任命する。

（学長の任命）

第11条　大阪公立大学の学長（以下「学長」という。）は、理事長とは別に任命するものとする。

2　学長の選考を行うため、法人に学長選考会議（以下「選考会議」という。）を置く。

3　学長は、選考会議の選考に基づき、理事長が任命する。

4　前項の規定により任命された学長は、副理事長となるものとする。

5　選考会議は、委員６人で構成し、委員は、次に掲げる者各同数をもって充て

る。

(1)　第17条第２項第３号及び第４号に掲げる者から同条第１項に規定する経営審議会において選出された者

(2)　第20条第２項第２号から第６号までに掲げる者から同条第１項に規定する教育研究審議会において選出された者

６　委員の総数のうち２分の１は、法人の役員又は職員以外の者とする。

７　選考会議に議長を置き、委員の互選によってこれを定める。

８　議長は、選考会議を主宰する。

９　第５項から前項までに定めるもののほか、選考会議の議事の手続その他選考会議に関し必要な事項は、議長が選考会議に諮って定める。

（学長でない副理事長、理事及び監事の任命）

第12条　学長でない副理事長及び理事は、理事長が任命する。

２　理事長は、理事のうち３分の１以上は、法人の役員又は職員以外の者の中から任命しなければならない。

３　監事は、知事及び市長が協議の上、任命する。

（任期）

第13条　理事長の任期は、４年とする。

２　学長である副理事長の任期は、２年以上６年を超えない範囲内において、選考会議の議を経て法人の規程で定める学長の任期によるものとする。

３　学長でない副理事長及び理事の任期は、理事長が定める。

４　監事の任期は、その任命後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものについての法第34条第１項に規定する財務諸表の承認の日までとする。

５　補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

６　役員は、再任されることができる。この場合において、理事がその最初の任

命の際法人の役員又は職員でなかったときは、前条第２項の規定の適用については、その再任の際当該理事を法人の役員又は職員以外の者とみなす。

７　前項の規定により再任された理事長の任期は、２年とする。

（役員会の設置及び構成）

第14条　法人に役員会を置き、理事長、副理事長及び理事をもって構成する。

（役員会の招集及び議事）

第15条　役員会は、理事長が招集する。

２　理事長は、副理事長及び理事のうち２人以上又は監事から会議の目的たる事項を記載した書面を付して要求があったときは、役員会を招集しなければならない。

３　役員会に議長を置き、理事長をもって充てる。

４　議長は、役員会を主宰する。

５　役員会は、副理事長及び理事の過半数が出席しなければ開くことができない。

６　役員会の議事は、出席する副理事長及び理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

７　監事は、役員会に出席して意見を述べることができる。

（役員会の議決事項）

第16条　次に掲げる事項は、役員会の議を経なければならない。

(1)　中期目標についての知事及び市長に対して述べる意見及び年度計画に関する事項

(2)　法の規定により知事及び市長の認可又は承認を受けなければならない事項

(3)　予算の作成及び執行並びに決算に関する事項

(4)　大学、学部、学域、学科、学類その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項

(5)　前各号に掲げるもののほか、役員会が定める重要事項

第３章　審議機関

第１節　経営審議会

（設置及び構成）

第17条　法人の経営に関する重要事項を審議するため、法人に経営審議会を置く。

２　経営審議会は、次に掲げる委員をもって構成する。

(1)　理事長

(2)　副理事長

(3)　理事長が指名する理事

(4)　法人の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するもののうちから理事長が任命する者

３　前項第４号に該当する委員の数は、委員の総数の２分の１以上とする。

４　委員の任期は、２年とする。ただし、役員である委員の任期は、当該役員の任期による。

５　補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

６　委員は、再任されることができる。

（招集及び議事）

第18条　経営審議会は、理事長が招集する。

２　経営審議会に議長を置き、理事長をもって充てる。

３　議長は、経営審議会を主宰する。

４　経営審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができな

い。

5　経営審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（審議事項）

第19条　経営審議会は、次に掲げる事項を審議する。

(1)　中期目標についての知事及び市長に対して述べる意見及び年度計画に関する事項のうち、法人の経営に関するもの

(2)　法の規定により知事及び市長の認可又は承認を受けなければならない事項のうち、法人の経営に関するもの

(3)　学則（法人の経営に関する部分に限る。）、会計規程、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準、職員の退職手当以外の給与及び退職手当の支給の基準その他の経営に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項

(4)　予算の作成及び執行並びに決算に関する事項

(5)　組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項

(6)　前各号に掲げるもののほか、法人の経営に関する重要事項

第２節　教育研究審議会

（設置及び構成）

第20条　大学の教育研究に関する重要事項を審議するため、法人に教育研究審議会を置く。

2　教育研究審議会は、次に掲げる委員をもって構成する。

(1)　学長

(2)　副学長

(3)　学長が指名する理事

(4)　学長が指名する法人内における教育研究上重要な組織の長

(5)　教育研究審議会が定めるところにより学長が指名する法人の職員

(6)　法人の役員又は職員以外の者で大学の教育研究に関し広くかつ高い識見を有するもののうちから教育研究審議会の承認を得て学長が任命する者

3　前項第６号に該当する委員の数は、４人以上とする。

4　委員の任期は、２年とする。ただし、第２項第１号から第４号までに該当する委員の任期は、当該職の任期による。

5　補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6　委員は、再任されることができる。

（招集及び議事）

第21条　教育研究審議会は、学長が招集する。

2　教育研究審議会に議長を置き、学長をもって充てる。

3　議長は、教育研究審議会を主宰する。

4　教育研究審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

5　教育研究審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（審議事項）

第22条　教育研究審議会は、次に掲げる事項を審議する。

(1)　中期目標についての知事及び市長に対して述べる意見及び年度計画に関する事項のうち、教育研究に関するもの

(2)　法の規定により知事及び市長の認可又は承認を受けなければならない事項のうち、教育研究に関するもの

(3)　学則（法人の経営に関する部分を除く。）その他の教育研究に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項

(4)　教員の人事に関する方針及び基準に係る事項のうち、教育研究に関するもの

(5)　教育課程の編成に関する方針に係る事項

(6)　学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項

(7)　学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項

(8)　教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項

(9)　前各号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要事項

第４章　業務の範囲及びその執行

（業務の範囲）

第23条　法人は、次に掲げる業務を行う。

(1)　大学及び高等専門学校を設置し、これを運営すること。

(2)　学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。

(3)　法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の法人以外の者と連携して教育研究活動を行うこと。

(4)　公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。

(5)　教育研究成果を普及し、その活用を促進すること。

(6)　前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

（業務方法書）

第24条　法人の業務の執行に関する事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書に定めるところによる。

第５章　資本金等

（資本金）

第25条　法人の資本金は、大阪府及び大阪市が出資する別表第１及び別表第２に掲げる資産とし、当該資本金の額は当該資産について、出資の日における時価を基準として大阪府及び大阪市が評価した価額の合計額とする。

（解散した場合の残余財産の帰属）

第26条　法人は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、大阪府及び大阪市による協議を経て、大阪府及び大阪市に当該残余財産を分配するものとする。

第６章　委任

（委任）

第27条　法人の運営に関して必要な事項は、この定款及び業務方法書に定めるもののほか、法人の規程に定めるところによる。

附　則

（施行期日）

１　この定款は、法人の成立の日から施行する。

（最初の学長の任命及び任期に関する特例）

２　法人が設置する大学の設置後最初の学長の任命は、第11条第３項の規定にかかわらず、選考会議の選考に基づくことを要しないものとし、法第72条第３項において読み替えて準用する法第71条第６項に規定する者のうちから、理事長が行う。この場合において、第11条第４項の規定の適用については、「前項」とあるのは、「附則第２項」とする。

３　前項の規定により任命された学長の任期は、第13条第２項の規定にかかわらず、４年とする。ただし、当該学長が法人の成立の日の前日に大阪府立大学

又は大阪市立大学の学長（以下この項において「旧学長」という。）であった者と同一のものである場合は、当該学長の任期は６年から旧学長であった期間を控除した期間とする。

（最初の理事の任命に関する特例）

４　法人の成立の日の前日に公立大学法人大阪府立大学又は公立大学法人大阪市立大学（以下「旧法人」という。）の役員であった者で旧法人における役員の最初の任命の際旧法人の役員又は職員でなかったものを理事に任命する場合の第12条第２項の規定の適用については、その任命の際当該理事を法人の役員又は職員以外の者とみなす。

附　則

この定款の一部変更は、総務大臣及び文部科学大臣の認可の日から施行する。

附　則

この定款の一部変更は、総務大臣及び文部科学大臣の認可の日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この定款の一部変更は、令和４年４月１日から施行する。

（旧大学の存続等）

２　この定款の一部変更による変更前の公立大学法人大阪定款第３条の規定により設置された大阪府立大学及び大阪市立大学（以下これらを「旧大学」という。）は、この定款の一部変更による変更後の公立大学法人大阪定款（以下「新定款」という。）第３条の規定にかかわらず、旧大学に在学する者がいなくなる日までの間、存続するものとする。

３　前項の規定により旧大学が存続する期間における新定款の規定の適用については、新定款第８条中「副理事長１人」とあるのは「副理事長３人以内」

と、新定款第９条第４項中「行う」とあるのは「行う。この場合において、副理事長が複数置かれているときは、理事長があらかじめ指定した順序により、理事長の職務を代理し、又はその職務を行う」と、新定款第11条第１項中「大阪公立大学の学長」とあるのは「大阪公立大学の学長、大阪府立大学の学長及び大阪市立大学の学長」と、「ものとする」とあるのは「ものとする。この場合において、学長は、相互に兼ねることができる」と、同条第２項中「法人に」とあるのは「法人に大阪公立大学、大阪府立大学及び大阪市立大学（以下「大阪公立大学等」という。）ごとに」と、同条第５項第２号中「同条第１項に規定する教育研究審議会」とあるのは「法人に大阪公立大学等ごとに置かれる各教育研究審議会」と、新定款第20条第１項中「法人に」とあるのは「法人に大阪公立大学等ごとに」とする。

（最初の大阪公立大学の学長の任命等に関する特例）

４　公立大学法人大阪（以下「法人」という。）が設置する大阪公立大学の設置後最初の同大学の学長の任命については、新定款第11条第３項の規定にかかわらず、学長選考会議の選考に基づくことを要しないものとし、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第72条第３項において読み替えて準用する同法第71条第６項に規定する者のうちから、理事長が行う。

５　前項の規定により任命された学長は、副理事長となるものとし、その任期は、新定款第13条第２項の規定にかかわらず、４年とする。ただし、当該学長がこの定款の一部変更の施行の日の前日に大阪府立大学又は大阪市立大学の学長であった者と同一の者である場合は、当該学長の任期は、６年から大阪府立大学又は大阪市立大学の学長であった期間を控除した期間とする。

（大阪公立大学の設置後最初の旧大学に係る教育研究審議会の委員の任期に関する特例）

６　法人が設置する大阪公立大学の設置後最初に指名され、又は任命される旧大学に係る教育研究審議会の委員（新定款第20条第２項第５号又は第６号に該当する者に限る。）のうち、補欠の委員の任期は、同条第５項の規定にかかわらず、２年とする。

附　則

（施行期日）

１　この定款の一部変更は、総務大臣及び文部科学大臣の認可の日から施行する。

（旧大学が存続する期間における副理事長の定数等）

２　令和４年３月24日に地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第80条の規定により読み替えて適用する同法第８条第２項の認可を受けた公立大学法人大阪定款の一部変更の附則（以下「令和４年変更附則」という。）第２項の規定により同項に規定する旧大学が存続する期間における、この定款の一部変更による変更後の公立大学法人大阪定款（以下「新定款」という。）の規定の適用については、令和４年変更附則第３項の規定にかかわらず、新定款第８条中「副理事長２人以内」とあるのは「副理事長４人以内」と、新定款第11条第１項中「大阪公立大学の学長」とあるのは「大阪公立大学の学長、大阪府立大学の学長及び大阪市立大学の学長」と、「ものとする」とあるのは「ものとする。この場合において、学長は、相互に兼ねることができる」と、同条第２項中「法人に」とあるのは「法人に大阪公立大学、大阪府立大学及び大阪市立大学（以下「大阪公立大学等」という。）ごとに」と、同条第５項第２号中「同条第１項に規定する教育研究審議会」とあるのは「法人に大阪公立大学等ごとに置かれる各教育研究審議会」と、新定款第20条第１項中「法人に」とあるのは「法人に大阪公立大学等ごとに」とする。

附　則

この定款の一部変更は、総務大臣及び文部科学大臣の認可の日から施行する。

別表第１（第25条関係）

資産の種別	所　　在　　地	面積（㎡）
土地	堺市中区学園町174番１	57,486.00
同	同　　174番15	59.00
同	同　　174番16	35,922.01
同	同　　174番17	18,225.00
同	同　　174番18	195.00
同	同　　174番19	5,004.00
同	同　　174番20	426.50
同	同　　217番３	33,714.00
同	同　　217番20	36,712.00
同	同　　217番21	40,806.00
同	同　　217番22	47,281.00
同	同　　217番23	4,563.00
同	同　　217番24	7,727.00
同	同　　217番25	1,259.00
同	同　　217番26	7,525.88
同	同　　217番27	189.00
同	同　　217番28	1,577.95
同	同　　453番１	6,912.00
同	同　　453番２	925.00
同	同　　728番３	15.00
同	同　　804番１	100,428.00
同	同　　816番１	18,387.00

同	同　816番7	11,873.00
同	同　816番8	7,501.00
同	同　818番	6,516.00
同	同　824番	10,360.00
同	同　825番	661.00
同	同　826番	109.00
同	同　827番	2,899.00
同	大阪市住吉区帝塚山東二丁目1番11	8.74
同	羽曳野市はびきの三丁目315番1	6,292.00
同	同　315番2	892.00
同	同　316番118	279.00
同	同　316番124	154.00
同	同　324番2	8,042.97
同	同　324番7	9,642.97
同	同　324番21	13,421.48
同	同　324番33	5,999.99
同	同　325番4	988.00
同	同　805番17	5,284.00
同	泉佐野市りんくう往来北1番58	12,094.00
同	寝屋川市幸町53番4	1,720.00
同	同　57番1	573.00
同	同　59番	1,331.00
同	同　60番2	5,364.00
同	同　70番1	19.00

同	同　　88番	8,715.00
同	同　　94番1	6,122.00
同	同　　98番1	3,272.00
同	同　　98番2	826.00
同	同　　98番3	33.00
同	同　　98番4	2.51
同	同　　98番6	218.00
同	同　　122番1	4,965.00
同	同　　122番5	711.00
同	同　　122番6	126.00
同	同　　125番	15,140.00
同	同　　151番	3,136.00
同	同　　178番1	20,850.00
同	同　　214番2	41.00
同	寝屋川市国松町178番8	0.72
同	同　　178番10	3,220.00
同	同　　178番11	2,677.00
同	同　　178番15	146.00
同	同　　178番21	275.00
同	大阪市住吉区杉本三丁目3番1	294.00
同	同　　3番3	10,500.00
同	同　　4番1	261.00
同	同　　4番3	261.00
同	同　　5番1	611.00

同	同	５番２	608.00
同	同	６番	773.00
同	同	７番１	446.00
同	同	７番２	442.00
同	同	８番１	522.00
同	同	８番２	519.00
同	同	９番	138.00
同	同	10番	1,325.00
同	同	11番１	585.00
同	同	11番２	561.00
同	同	12番	122.00
同	同	13番	525.00
同	同	14番	383.00
同	同	15番	522.00
同	同	16番	284.00
同	同	17番１	548.00
同	同	17番２	545.00
同	同	18番	522.00
同	同	19番	33.00
同	同	20番１	684.00
同	同	20番２	680.00
同	同	21番	459.00
同	同	22番	280.00
同	同	23番１	419.00

同	同	23番2	419.00
同	同	24番	2,066.00
同	同	25番	499.00
同	同	26番	535.00
同	同	27番	525.00
同	同	28番	383.00
同	同	29番	112.00
同	同	30番	1,408.00
同	同	30番1	585.00
同	同	30番2	297.00
同	同	30番4	297.00
同	同	31番1	62.00
同	同	31番2	45.00
同	同	32番	284.00
同	同	32番1	406.00
同	同	33番	214.00
同	同	33番1	419.00
同	同	34番1	419.00
同	同	34番2	20.00
同	同	35番	671.00
同	同	36番	1,504.00
同	同	36番1	694.00
同	同	37番1	366.00
同	同	37番2	104.00

同	同	38番	770.00
同	同	38番1	360.00
同	同	38番2	330.00
同	同	39番1	195.00
同	同	39番2	20.00
同	同	40番	1,084.00
同	同	40番1	575.00
同	同	41番1	284.00
同	同	41番2	280.00
同	同	41番3	6.04
同	同	42番	1,642.00
同	同	43番1	588.00
同	同	43番2	29.00
同	同	43番4	5.69
同	同	45番1	423.00
同	同	45番2	33.00
同	同	46番1	456.00
同	同	46番2	456.00
同	同	47番1	466.00
同	同	47番2	49.00
同	同	48番1	522.00
同	同	48番2	495.00
同	同	49番1	148.00
同	同	49番2	17,886.00

同	同	50 番 1	274.00
同	同	50 番 2	33.00
同	同	51 番	244.00
同	同	52 番 1	512.00
同	同	52 番 2	509.00
同	同	53 番 1	436.00
同	同	53 番 2	436.00
同	同	54 番 1	143.00
同	同	55 番	975.00
同	同	56 番 1	912.00
同	同	57 番 1	749.00
同	同	58 番 1	301.00
同	同	59 番 1	767.00
同	同	60 番 1	702.00
同	同	61 番 1	716.00
同	同	62 番 1	367.00
同	同	63 番 1	607.00
同	同	64 番 1	362.00
同	同	65 番 1	660.00
同	同	66 番 1	472.00
同	同	67 番	469.00
同	同	68 番 1	287.00
同	同	69 番 4	143.00
同	同	70 番	390.00

同	同	71番1	330.00
同	同	71番2	327.00
同	同	72番1	396.00
同	同	72番2	396.00
同	同	73番	757.00
同	同	74番	760.00
同	同	75番1	505.00
同	同	76番	386.00
同	同	77番	155.00
同	同	78番1	221.00
同	同	79番1	148.00
同	同	80番1	485.00
同	同	81番	621.00
同	同	82番1	347.00
同	同	82番2	347.00
同	同	83番1	340.00
同	同	83番2	340.00
同	同	84番	469.00
同	同	85番	185.00
同	同	86番	363.00
同	同	87番	224.00
同	同	88番	261.00
同	同	89番	287.00
同	同	90番1	376.00

同	同	90 番 2	112.00
同	同	91 番 1	208.00
同	同	91 番 2	82.00
同	同	92 番	125.00
同	同	93 番	191.00
同	同	94 番	122.00
同	同	95 番	601.00
同	同	96 番 1	803.00
同	同	96 番 2	608.00
同	同	97 番 1	641.00
同	同	97 番 2	638.00
同	同	98 番	2,029.00
同	同	99 番	138.00
同	同	100 番	2,133.00
同	同	155 番 1	3,265.52
同	同	155 番 2	470.18
同	同	155 番 3	15,638.99
同	同	155 番 4	1,105.49
同	同	155 番 5	5,070.77
同	同	155 番 6	6,717.19
同	同	155 番 7	7,101.32
同	同	155 番 8	3,051.86
同	同	155 番 9	3,240.97
同	同	155 番 10	32.33

同	同	155 番 11	467.08
同	同	155 番 12	967.84
同	同	155 番 13	4,580.01
同	同	155 番 14	107.00
同	同	155 番 15	820.00
同	同	155 番 16	204.00
同	同	155 番 17	36.00
同	同	155 番 18	450.00
同	同	155 番 19	77.00
同	同	155 番 20	182.00
同	同	155 番 21	127.00
同	同	155 番 22	96.00
同	同	155 番 23	266.00
同	同	155 番 24	62.00
同	同	155 番 52	0.35
同	同	155 番 53	1.43
同	同	302 番 1	608.00
同	同	458 番	21,983.00
同	同	459 番 1	2,849.00
同	同	459 番 10	4,806.00
同	同	459 番 11	5,913.00
同	同	459 番 12	8,912.00
同	同	459 番 13	125.00
同	同	459 番 14	390.00

同	同　459番15	8,238.00
同	同　459番16	2,773.00
同	同　459番17	5,853.00
同	同　459番18	6,671.00
同	同　459番19	2,228.00
同	同　459番20	165.00
同	同　459番23	8,447.00
同	同　460番	244.00
同	同　461番	534.00
同	大阪市住吉区杉本町25番1	1,172.00
同	同　26番1	333.00
同	同　28番1	1,639.00
同	同　29番1	24.00
同	同　459番2	10,157.00
同	同　459番3	16,019.00
同	同　459番5	4,403.00
同	同　459番9	690.00
同	大阪市阿倍野区旭町一丁目3番の一部	352.47
同	同　10番2	16,373.43
同	同　10番6の一部	971.97
同	同　10番24	11,289.79
同	同　58番1	30.32
同	同　219番	27.24
同	大阪市阿倍野区旭町二丁目85番の一部	1,643.83

同	大阪市西成区山王一丁目 39 番４	27.38
同	大阪市北区梅田一丁目 10 番の一部	262.70
同	大阪市東住吉区西今川四丁目 29 番	1,209.00
同	堺市北区東上野芝町二丁 438 番２	1,860.00
同	長野県北安曇郡白馬村大字神城字山ノ神 22203 番 44	1,075.00
同	同 22203 番 45	732.00
同	同 22203 番 76	1,928.87
同	同 22203 番 77	1,872.82
同	同 22203 番 128	370.00

別表第２（第25条関係）

資産の種別	所　在　地	財　産　名　称	延べ床面積 (m^2)
建物	堺市中区学園町１番 １号	総合科学部１号館 （H31.３除却）	7,277.91
同	同	受電室棟 （H23.３除却）	799.07
同	同	ファン室棟	8.49
同	同	受水槽ポンプ室	78.00

同	同	受水槽操作室 （Ｒ５．１除却）	16.00
同	同	受水槽塩素室 （Ｒ５．１除却）	16.00
同	同	廃水処理棟	738.77
同	同	倉庫 （H25．３除却）	98.27
同	同	守衛室	94.37
同	同	車庫	148.84
同	同	学術交流会館	1,348.39
同	同	薬品庫	32.00
同	同	燐削減処理棟	163.68
同	同	西門守衛室	36.45
同	同	特別高圧変電所仮開閉所上家 （H23．３除却）	19.87
同	同	科学技術共同研究センター	521.28
同	同	ＣＯＥ研究拠点施設	199.50
同	同	学生会館	3,016.57
同	同	部室 （H23．３除却）	360.14
同	同	浄化槽ポンプ室	8.79
同	同	仮厩舎控室	12.96

同	同	体育部室	719.06
同	同	従業員更衣室	38.88
同	同	厩舎	218.70
同	同	文化部室	611.15
同	同	厚生保健センター本館棟	788.07
同	同	第２文化部室	545.85
同	同	第３文化部室 （H25.３除却）	108.99
同	同	物置 （H23.３除却）	4.95
同	同	音楽練習場	190.80
同	同	危険物倉庫 （H23.３除却）	3.75
同	同	部室	32.40
同	同	自動車部クラブハウス （Ｒ４.10除却）	9.72
同	同	自動車部室	45.36
同	同	体育部女子更衣室	73.82
同	同	和弓場	105.85
同	同	和弓的場・洋弓場	92.36
同	同	洋弓場	41.75
同	同	馬術部ロッカールーム	85.25
同	同	女子体育部室	52.90
同	同	第２学生会館	712.95

同	同	総合情報センター	12,342.99
同	同	３号館 （H20.３除却）	4,436.63
同	同	２号館 （H20.３除却）	3,512.36
同	同	６号館	3,357.32
同	同	１号館	3,513.78
同	同	船舶動揺水槽	509.88
同	同	浄化槽ポンプ室 （H27.３除却）	26.38
同	同	生産技術センター	1,766.99
同	同	電気実験室	312.76
同	同	内燃風洞水力実験室	853.97
同	同	倉庫	66.44
同	同	浄化槽ポンプ室・ガスメーターボックス室 （H26.８除却）	8.33
同	同	酸室 （H20.３除却）	33.98
同	同	５号館 （H26.８除却）	6,676.49
同	同	構造強度第１実験室	64.79
同	同	４号館	5,561.32
同	同	酸室	42.94

同	同	高圧機器実験室 （H20．３除却）	78.40
同	同	７号館	9,746.07
同	同	木工作業室	50.14
同	同	ブロアー室	9.92
同	同	８号館	5,379.00
同	同	危険物倉庫（１）	9.83
同	同	危険物倉庫（２） （H20．３除却）	9.83
同	同	ボンベ庫	9.64
同	同	ボンベ庫（１） （H20．３除却）	9.67
同	同	ボンベ庫（２） （H20．３除却）	6.75
同	同	ボンベ庫	3.31
同	同	ＰＣＢ庫	9.63
同	同	危険物屋内貯蔵所	9.90
同	同	設備棟	416.25
同	同	研究棟	19,483.28
同	同	ゴミ置場	28.80
同	同	危険物貯蔵所及び空ボンベ倉庫	37.20
同	同	本館	20,915.26
同	同	車庫	42.74

同	同	管理棟Ａ	115.00
同	同	管理棟Ｂ	140.00
同	同	管理棟Ｃ	105.00
同	同	昆虫飼育室	92.99
同	同	造園温室	89.10
同	同	気象温室Ａ	89.10
同	同	気象温室Ｂ	89.10
同	同	花卉温室Ａ	163.35
同	同	花卉温室Ｂ	102.50
同	同	共同網室	59.40
同	同	育種温室	143.50
同	同	農業工学科特別実験室 （Ｈ20．３除却）	877.37
同	同	植病研究室及び温室	220.50
同	同	土壌肥料学実験温室	82.00
同	同	生殖生理栄養学実験温室 （Ｒ２.10除却）	163.35
同	同	家畜病院棟	1,672.75
同	同	解剖棟	565.38
同	同	飼育棟（１） （Ｒ４．９除却）	427.68
同	同	飼育棟（２）	141.30
同	同	堆肥舎 （Ｈ25．３除却）	6.48

同	同	焼却炉棟 （Ｒ２．３除却）	36.00
同	同	農場管理棟	827.90
同	同	温室１ （Ｒ３.12 除却）	165.00
同	同	温室２ （Ｒ３.12 除却）	165.00
同	同	温室３ （Ｒ３.12 除却）	165.00
同	同	温室４ （Ｒ３.12 除却）	165.00
同	同	農工振動実験室 （H20. ３除却）	39.74
同	同	牛舎	102.30
同	同	作業場	66.00
同	同	堆肥舎	24.00
同	同	倉庫	10.00
同	同	ポンプ室	20.00
同	同	果樹温室	164.17
同	同	放射化学実験用廃棄物倉庫 （H25. ３除却）	12.68
同	同	作物温室 （Ｒ４.10 除却）	90.00

同	同	焼却炉控室 （Ｒ２．３除却）	7.29
同	同	環境制御実験室 （H20．３除却）	65.22
同	同	植物育成温室 （H20．３除却）	66.65
同	同	光合成測定室	9.72
同	同	獣医別館	1,230.03
同	同	危険物倉庫	9.83
同	同	女子更衣室	57.02
同	同	獣医２号館	2,918.36
同	同	ＲＩ排水処理棟	150.21
同	同	危険物倉庫２	9.99
同	同	ボンベ庫１	8.48
同	同	ボンベ庫２	5.00
同	同	ボンベ庫 （H24．６除却）	5.36
同	同	有機廃液処理棟	45.00
同	同	花卉システム温室Ａ	189.00
同	同	花卉システム温室Ｂ	189.00
同	同	倉庫	66.00
同	同	１号館	5,553.75
同	同	２号館	2,346.25

同	同	浄化槽ポンプ室・ガスメーターボックス室（H25．３除却）	8.42
同	同	水槽ポンプ室（H25．３除却）	12.09
同	同	酸室（H25．３除却）	33.98
同	同	総合科学部２号館（H25．３除却）	11,060.26
同	同	浄化槽ポンプ室・ガスメーターボックス室（H25．３除却）	8.33
同	同	プール管理室	107.63
同	同	体育館兼講堂	4,206.47
同	同	浄化槽ポンプ室（H26．８除却）	3.07
同	同	便所	34.28
同	同	便所	61.91
同	同	プールスタンド	239.85
同	同	総合科学部３号館	5,311.06
同	同	飼育棟	36.00
同	同	温室棟（H26．８除却）	60.41
同	同	危険物倉庫	9.99

		（H25．３除却）	
同	同	ボンベ庫Ａ （H25．３除却）	5.00
同	同	ボンベ庫Ｂ （H25．３除却）	5.00
同	同	コミュニティー棟	1,895.37
同	同	コミュニティー棟書庫	353.22
同	同	グランド倉庫	8.86
同	同	危険物貯蔵庫 （H25．３除却）	9.90
同	同	危険物保管庫	9.90
同	同	本館棟	3,993.34
同	堺市中区学園町１番２号	研究センター棟	3,296.72
同	同	別館	903.30
同	同	守衛棟	123.70
同	同	第１線源棟	1,615.57
同	同	第２線源棟	145.27
同	同	動植物育成棟	667.81
同	同	消火ポンプ電気室	33.81
同	同	第１放射化学実験棟	1,559.63
同	同	屋外管理棟	302.87
同	同	ガラス室網室 （H23．３除却）	71.99

同	同	危険物屋内貯蔵庫１	12.59
同	同	倉庫Ａ	19.83
同	同	第２放射化学実験棟	486.76
同	同	便所	15.98
同	同	高分子実験棟	312.12
同	同	非放射性廃棄物倉庫	36.00
同	同	管理棟倉庫	35.09
同	同	ポンプ場控室	10.36
同	堺市中区学園町１番１号	生物資源開発センター	1,970.53
同	同	生物資源開発センター附属棟	52.50
同	堺市中区学園町１番２号	高圧実験棟	126.99
同	同	本館	10,643.56
同	同	配水ポンプ室	43.97
同	同	高圧ガス貯蔵倉庫	12.00
同	同	危険物屋内貯蔵庫２	9.90
同	堺市中区学園町１番１号	生物資源開発センター２号館	1,476.20
同	堺市中区学園町１番２号	保管廃棄棟	221.52
同	同	廃溶剤保管庫	9.90
同	堺市中区大野芝町 23	共同住宅	1,129.25

		（H25．９除却）	
同	同	物置 （H19．３除却）	5.48
同	同	浄化槽ポンプ室 （H19．３除却）	4.29
同	同	共同住宅 （H25．９除却）	1,339.73
同	同	ポンプ室 （H19．３除却）	3.70
同	同	４号館 （H25．９除却）	1,681.60
同	同	４号館ポンプ室 （H25．９除却）	11.61
同	同	独身寮 （H25．９除却）	1,334.01
同	同	独身寮ポンプ室 （H25．９除却）	9.14
同	同	管理棟 （H25．９除却）	608.97
同	同	寄宿舎 （H25．９除却）	3,523.92
同	同	受水槽ポンプ室 （H25．９除却）	77.00
同	同	図書室	51.88

		（H25．９除却）	
同	同	留学生宿舎 （H25．９除却）	1,349.15
同	羽曳野市はびきの 三丁目７番30号	看護学部棟１	1,788.00
同	同	看護学部棟２	2,518.00
同	同	看護学部棟３	2,718.00
同	同	臨床検査学科棟	2,629.00
同	同	臨床栄養学科棟	2,241.00
同	同	歯科衛生学科棟	1,749.00
同	同	作業療法学科棟	1,609.00
同	同	理学療法学科棟	2,046.00
同	同	看護学科棟１	2,278.00
同	同	看護学科棟２	1,912.00
同	同	看護学科棟３	2,025.00
同	同	管理・講堂棟	5,164.00
同	同	ブリッジ棟	1,280.00
同	同	体育館	1,655.00
同	同	図書厚生棟	4,504.00
同	同	自転車置場	100.00
同	同	ゴミ置場	21.00
同	同	ゴミ置場駐車場	30.34
同	同	屋外便所	17.60
同	同	スロープ階段倉庫	20.30

同	同	あずまや	82.40
同	同	大学院棟	685.31
同	寝屋川市幸町 26 番 12 号	旧実験室	170.10
同	同	旧図書室 （H27.12 除却）	64.80
同	同	教養棟	3,872.77
同	同	専門棟１	5,808.30
同	同	工場棟１	2,155.84
同	同	工場棟２	655.70
同	同	油貯蔵庫	15.78
同	同	専門棟２	5,035.89
同	同	中央渡廊下	583.63
同	同	危険物倉庫	15.00
同	同	変電室及びポンプ室	90.00
同	同	管理棟	1,969.39
同	同	体育館	2,200.57
同	同	部室棟	109.90
同	同	プール機械室	23.51
同	同	食堂	451.07
同	同	武道館	642.66
同	同	車庫	54.56
同	同	プロパンガス貯蔵庫	1.44
同	同	工場棟４	149.60

同	同	工場棟３	200.34
同	同	守衛室	17.80
同	同	体育倉庫	59.40
同	同	倉庫	59.40
同	同	高圧ガス倉庫	4.16
同	同	倉庫	59.40
同	同	シャワー室	10.21
同	同	図書館	1,599.50
同	同	倉庫	59.62
同	同	シャワー室	3.57
同	同	倉庫	25.73
同	同	プール付属棟	143.89
同	同	地域連携テクノセンター	1,808.18
同	同	倉庫	29.20
同	大阪市住吉区杉本三丁目	１号館	6,472.83
同	同	事務局倉庫	120.24
同	同	商学部棟	1,978.93
同	同	経済学部棟	2,779.01
同	同	法学部棟	6,408.01
同	同	法学部棟ポンプ室	52.00
同	同	旧法学部棟	724.54
同	同	旧法学部倉庫	22.08
同	同	文学部棟	4,971.78

同	同	文学部増築棟	1,829.55
同	同	河海工学水理実験場	1,192.63
同	同	河海工学水理実験場附属棟	160.46
同	同	河海工学水理実験場造波装置上屋	27.54
同	同	河海工学水理実験場倉庫（１）	24.00
同	同	河海工学水理実験場倉庫（２）	41.44
同	同	環境水域工学研究棟	105.08
同	同	経済研究所棟	3,549.47
同	同	経済研究所書庫	514.75
同	同	学生サポートセンター	3,509.46
同	同	旧図書館第１書庫	1,242.14
同	同	第 11 合同部室（１）	960.52
同	同	第 11 合同部室（２）	842.33
同	同	旧図書館ポンプ室（H23. 7 除却）	3.72
同	同	都市問題資料センター	894.24
同	同	保健管理センター	246.60
同	同	田中記念館	3,337.28
同	同	旧教室棟	674.59
同	同	杉の子保育園	240.29

同	同	園芸詰所	183.79
同	同	園芸・営繕倉庫	32.40
同	同	車庫	142.06
同	同	電気開閉所	136.93
同	同	守衛室（本館地区）	72.94
同	同	第２学生ホール	991.50
同	同	第３学生ホール	468.75
同	同	第３学生ホール倉庫	84.86
同	同	第３合同部室	66.50
同	同	第４合同部室	471.16
同	同	第５合同部室	126.94
同	同	第６合同部室	106.68
同	同	スポーツハウス	870.12
同	同	厩舎	426.71
同	同	グランドハウス	341.91
同	同	グランド内教員控室	14.40
同	同	和弓場	154.79
同	同	プール管理棟	151.20
同	同	プール附属部室	190.00
同	同	ラグビークラブハウス	77.76
同	同	陸上競技場附属棟	49.24
同	同	陸上競技場器具庫	37.11
同	同	アーチェリー倉庫	24.00
同	同	陸上競技部倉庫	24.00

同	同	洋弓場	23.40
同	同	全学共通教育棟（１期）	7,980.23
同	同	全学共通教育棟（２期）	4,505.09
同	同	全学共通教育棟倉庫（１）	32.47
同	同	全学共通教育棟倉庫（２）	75.00
同	同	全学共通教育棟倉庫（３）	50.00
同	同	基礎教育実験棟	6,282.02
同	同	２号館	3,734.64
同	同	４号館	662.40
同	同	ゲストハウス	1,744.12
同	同	インキュベータ	471.24
同	同	守衛室（旧教養地区）	44.26
同	同	危険物倉庫	25.52
同	同	第１体育館	1,554.69
同	同	第２体育館	2,653.71
同	同	第１学生ホール	1,445.74
同	同	第１学生ホール倉庫（１）	89.43
同	同	第１学生ホール倉庫（２）	81.42
同	同	第１合同部室	744.48

		（H31．３除却）	
同	同	第２合同部室	540.00
同	同	第７合同部室 （H31．３除却）	681.72
同	同	第８合同部室 （H31．３除却）	293.76
同	同	第９合同部室 （H31．３除却）	293.76
同	同	第 10 合同部室 （H31．３除却）	266.66
同	同	第１音楽練習室	151.80
同	同	第３音楽練習室	185.41
同	同	第４音楽練習室	293.09
同	同	新武道場	408.36
同	同	課外活動保管庫	93.50
同	同	ソフトテニス部室	51.63
同	同	硬式庭球部室	51.43
同	同	理学部本館（１期） （H25．１除却）	1,764.72
同	同	理学部本館（２期）	5,691.60 （平成 25 年１月一部除却により現在は、 3,090.96）
同	同	理学部本館（３期）	3,878.17

同	同	理学部本館昇降機棟 （H25．1除却）	58.57
同	同	理学部ヘリウム液化施設	271.23
同	同	理学部倉庫 （H22.10除却）	165.62
同	同	理学部ボーリング資料庫 （H22.11除却）	101.15
同	同	理学部電気室（１）	77.76
同	同	理学部電気室（２）	103.68
同	同	理学部電気室（３）	218.13
同	同	理学部危険物倉庫	45.66
同	同	理学部動物舎 （H22.12除却）	32.94
同	同	理学部コバルト室	22.80
同	同	理学部廃棄物倉庫	19.84
同	同	理学部宇宙線観測室 （１） （H26．４除却）	19.80
同	同	理学部宇宙線観測室 （２） （H26．４除却）	33.35
同	同	理学部ポンプ室（１） （H22.11除却）	8.83
同	同	理学部ポンプ室（２）	8.75

		（H26．４除却）	
同	同	理学部ポンプ室（３） （H26．４除却）	28.00
同	同	理学部磁気共鳴実験室 （H22.11 除却）	17.81
同	同	旧原子力基礎研究所棟	3,191.94
同	同	工学部Ａ棟（１期）	276.48
同	同	工学部Ａ棟（２期）	1,711.40
同	同	工学部Ｂ棟	7,572.19
同	同	工学部Ｃ棟	6,959.50
同	同	工学部Ｄ棟（１期）	1,260.00
同	同	工学部Ｄ棟（２期）	1,692.00
同	同	工学部Ｅ棟	1,472.40
同	同	工学部Ｆ棟	2,996.97
同	同	工学部Ｇ棟	2,395.39
同	同	工作技術センター	399.45
同	同	工学部風洞実験室	316.16
同	同	工学部大型実験室	224.40
同	同	工学部疲労試験室	182.00
同	同	工学部危険物倉庫（１） （H27．３除却）	30.92
同	同	工学部危険物倉庫（２）	40.05
同	同	工学部流体実験用ポンプ室	4.86

同	同	生活科学部本館	5,621.35
同	同	生活科学部Ａ棟	2,009.85
同	同	生活科学部Ａ棟昇降機棟	56.43
同	同	生活科学部Ｂ棟	455.25
同	同	生活科学部Ｃ棟	324.00
同	同	生活科学部危険物倉庫	12.66
同	同	学術情報総合センター	37,434.00
同	同	守衛室（理工地区）	74.01
同	大阪市阿倍野区旭町一丁目	医学部学舎	46,721.49
同	同	医学部南館	3,108.09
同	同	医学部看護学科学舎	7,619.02
同	同	医学部附属病院	86,878.48
同	同	医学部附属病院駐車場	10,642.41
同	同	医学部動物実験施設	3,020.77
同	同	医学部地下病歴資料室（Ｒ４．７除却）	540.25
同	同	医学部地下電気室（Ｒ４．７除却）	295.75
同	同	医学部ごみ庫	24.00
同	同	医学部守衛詰所（Ｒ４．７除却）	3.24
同	同	医学部合同部室（H18.11 除却）	168.30

同	同	医学部課外活動部室 （H18.11 除却）	140.76
同	同	学術情報総合センター医学分館 （Ｒ４．７除却）	1,680.96
同	同	医学情報センター	1,661.16
同	同	医療研修センター	3,481.98
同	同	医学部附属病院保管施設	541.14
同	大阪市阿倍野区旭町二丁目	医学部附属病院職員研修施設	1,669.08
同	同	医学部附属病院医師宿舎	609.48
同	同	医学部附属病院看護職員宿舎若草寮	2,304.64
同	大阪市北区梅田一丁目	文化交流センター・梅田サテライト	2,325.81
同	大阪市都島区中野町一丁目	艇庫	576.47
同	大阪市東住吉区西今川四丁目	医学部附属病院看護職員宿舎西今川寮	1,030.88
同	堺市北区東上野芝町二丁	外国人留学生宿舎・教職員宿舎	1,442.18
同	長野県北安曇郡白馬村大字神城字山ノ神	白馬セミナーハウス	297.84